果樹産地育成総合対策事業実施要領

平成23年 4月 1日決裁

平成28年 4月 1日改正

令和3年3月31日一部

第１　趣　旨

　 　本県では、なしやくり、ぶどうなど、地域の特色を活かした様々な果樹が　　生産されている。

　　　果樹の生産、販売に当たっては、気象災害の未然防止、高品質果樹生産、消費者ニーズに沿った生産をする必要がある。

　　　このため、災害対策の実情に即した実証試験、栽培技術の普及啓発、高品質・高付加価値化、低コスト化による産地間競争力の強化等により、県民に安定供給できる果樹産地を育成するものとする。

第２　事業の実施主体等

　　　事業の実施主体、内容及び採択基準等は、別表に掲げるとおりとする。

第３　事業の実施等の手続

　１　事業計画の承認

　(1)　事業実施主体は、様式１により市町村長を経由して事業実施計画の承認を知事に申請するものとする。ただし、事業実施主体が市町村の区域を越えて広域的な取り組みを行う場合にあっては、市町村長を経由せずに知事に提出し、その承認を受けることができるものとする。

　 (2)　市町村長はその内容が適切であると認められるときは、これを様式２により知事に提出するものとする。

　 (3)　知事は、申請のあった内容が適切であると認められるときは、様式３に

　　　よりこれを承認するものとし、事業実施主体にその旨を通知するものとする。

　２　事業実施計画の重要な変更

事業実施計画について次に掲げる変更を行う場合は、１に準じて変更手続

　　きを行うものとする。

(1)　事業の実施主体の変更

(2)　事業の新設又は廃止

　 (3)　事業費の20％を越える変更

３　事業の着工

　　　事業の着工（機械の発注等を含む。）は、原則として、補助金交付決定に

　　基づき行うものとする。

　　　ただし、地域の実情に応じて、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ

　　やむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものと

　　する。

　　　この場合、あらかじめ、その理由を明記した様式４の交付決定前着工届を

　　１に準じて知事に提出するものとする。

第４　実績報告

　　　事業実施主体は、様式５により、この事業の実績を３月２０日までに知事に

　　報告するものとする。

第５　助成

１　この事業の実施に要する経費について別に定めるところにより助成するものとする。

２　この事業の補助率は１／２以内とする。

第６　事業の推進

　　県及び市町村は、この事業の目的が十分達成できるよう連携を密にし、積　　極的にその指導を行うものとする。

第７ 事業の実施期間

この事業の実施期間は、単年度とする。

第８　その他

　　この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

　　　この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附　則

　　　この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附　則

　　　この要領は、平成 3年 4月 1日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　内　容　等 | 事業実施主体 | 採 択 基 準 | 補助率 |
| １　対象品目  果樹  ２　事業内容  各産地が抱える課題の明確化を図り、その課題解決のために実施する活動に対して助成する。  ⑴　協議会の開催  ⑵　行動計画の作成  ⑶　調査の実施  ⑷　実証、試験の実施  ⑸　技術の普及  ⑹　啓発活動  ⑺　その他 | 農業協同組合  農　農業者の組織する団体 | １　受益農家及び事業参加者が原則として５戸以上であること。  ２　事業実施主体の農業者の組織する団体については､代表者の定めがあり､組織及び運営についての規約の定めがあること。  ３　事業対象は、県果樹農業振興計画(平成3年3月改正)に沿ったものであること。 | 1/2以内 |

　様式１

　　　　年度　果樹産地育成総合対策事業実施計画（変更）承認申請書

番 号

　　　　　　年　月　日

埼玉県知事

事業実施主体名

代表者氏名

果樹産地育成総合対策事業実施要領（平成23年4月1日付決裁）第３の１に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

（注）　関係書類として、別添様式１－１を添付すること。

別添様式１－１

　　　　　年度

果樹産地育成総合対策事業

実施計画書

事業実施主体名

１　事業の目的

２　事業実施計画

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (単位:円)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事 業 量 | 事業費 | 内　　　　　訳 | | |
| 県補助金 | 市町村費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |

３　事業実施主体の概要

*（※　設立年月日、構成員人数、経営面積及び内容等を詳細に記載すること)*

様式２

　　　　年度果樹産地育成総合対策事業実施計画（変更）

　　　　承認申請について

番 号

　　　　　　年　月　日

埼玉県知事

市町村長　　　氏　　　　名

果樹産地育成総合対策事業実施要領（平成23年4月1日付決裁）第３の１に基づき、関係書類を添えて（変更）提出します。

（注）　関係書類として、様式１正本を添付すること。

様式３

　　　　年度果樹産地育成総合対策事業実施計画（変更）承認書

番 号

　　　　　　年　月　日

　事業実施主体名・代表者氏名　様

　　埼玉県知事　　　氏　　　名

果樹産地育成総合対策事業実施要領（平成23年4月1日付決裁）第３の１に基づき、事業実施計画（変更）を承認します。

　様式４

　　　　年度果樹産地育成総合対策事業費補助金交付決定前着工届

番号

　　　　年　　月　　日

埼玉県知事

事業実施主体名

代表者氏名

　　　　年度果樹産地育成総合対策事業実施計画に基づく下記事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届けます。

記

１　交付決定前着工を必要とする理由

２　事業概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業量 | 事業費 | 着工予定  年月日 | 完了予定  年月日 |
|  |  |  |  |  |

条件

１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。

２　補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

　様式５

　　　　年度果樹産地育成総合対策事業実績報告書

番号

　　　　年　　月　　日

埼玉県知事

事業実施主体名

代表者氏名

果樹産地育成総合対策事業実施要領（平成２３年４月１日決裁）第４に基づき、報告します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業費　 　(円) | 負担区分　　　(円) | | | 備　考 |
| 県補助金 | 市町村費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |